

答 申 書  
(答申第304号)  
令和2年(2020年)3月12日

---

**1 審査会の結論**

北海道知事が蝦夷地開拓見込上書等に係る公文書について非開示としたことは妥当である。

**2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨**

省略

**3 審査会の判断**

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「蝦夷地開拓見込上書」及び「蝦夷地御開国之儀ニ付奉伺候」（いずれも「蝦夷地開拓一件」宇和島伊達文化保存会蔵（丁雑書47所収））の原本、写し又は関連する文書である。

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に係る対象公文書として、「蝦夷地開拓見込上書」及び「蝦夷地御開国之儀ニ付奉伺候」の写真データ（以下「本件公文書」という。）を特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）に該当するとして、令和元年8月7日付け北博第524号で公文書非開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、当該文書は、北海道博物館が主催した「松浦武四郎展」（以下「特別展」という。）に展示されており、一般にも公開されていたことから、非開示とする理由はないとして本件処分の変更を求めていることから、本件処分の妥当性について判断する。

(3) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものを非開示情報として定めている。

イ 請求人は、当該文書の原本が特別展に展示され、文書の一部が図録に掲載されたことは、当該文書が秘匿の状態にされたものではなく、一般の人々に対してその存在と内容を広く知らしめているものであることから、当該文書を非公開とすることは、道民の知る権利を不当に侵すものであると主張する。

ウ 実施機関は、開示請求の対象である本件公文書の入手並びに特別展における展示のための原本の借用及び図録への掲載は、当該法人との有償契約により行われたものであり、公益財團法人宇和島伊達文化保存会（以下「保存会」という。）が二次利用を禁止した条件のもと、許可を得て保有、展示、掲載するに至ったものであることから、開示することにより、当該法人の事業運営上の地位が不当に損なわれると認められるため、2号情報を該当すると主張する。

エ そこで、当審査会として、保存会と北海道博物館の契約について確認したところ、本件公文書の入手に係る契約並びに特別展における展示のための原本の借用及び図録への掲載の契約は個別に行われており、おのおの許可申請を行っていた。

そして、本件公文書の入手に係る許可申請書に記されている許可条件の中には、「利用によって

得た模写、写真等の二次資料は申請した目的以外に使用することはできない」と付されていた。

同時に利用の目的については、「松浦武四郎関係資料の調査・研究のため」としていた。

これらのことから、本件公文書について、当初の利用によって得た二次資料の使用として、開示請求に対して開示を認めることは、申請した利用の目的以外の使用となり、資料利用にあたっての許可条件に違反することになると認められる。

また、保存会は、貸与等の契約の際には利用の目的を限定するなど、所蔵史料を厳格に管理しており、二次資料である本件公文書を開示することとすると、保存会における史料管理の意義を失わせることになると認められる。

したがって、本件開示請求の対象公文書である保存会所蔵史料の写真データについては、開示することとすると、保存会が定めている許可条件に違反することとなり、史料管理の意義を失わせ、ひいては、当該法人の事業運営上の地位が不当に損なわれると認められるため、2号情報に該当するものと判断する。

#### (4) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張は、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和元年10月17日	<input type="radio"/> 諒問書の受理（諒問番号 606） <input type="radio"/> 実施機関から関係書類（①諒問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書非開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し、⑧対象公文書の写し）の提出
令和元年10月21日	<input type="radio"/> 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
令和元年12月 5 日 (第二部会)	<input type="radio"/> 審査請求人の意見陳述 <input type="radio"/> 実施機関から本件処分の理由等を聴取 <input type="radio"/> 審議
令和2年1月28日 (第二部会)	<input type="radio"/> 答申案骨子審議
令和2年3月9日 (第101回審査会)	<input type="radio"/> 答申案審議
令和2年3月12日	<input type="radio"/> 答申